

キャンパス・ハラスメント調停委員会細則

(目的)

第1条 本細則は、学校法人昭和女子大学が定めるキャンパス・ハラスメント防止委員会規程(以下「規程」という。)第14条に基づき、キャンパス・ハラスメント調停委員会(以下「調停委員会」という。)の役割等について定める。

(調停委員会の設置)

第2条 キャンパス・ハラスメント被害を受けた旨の申し立てがあり(以下申し立てた者を「申立人」という。)、申立人が相手方(以下「被申立人」という。)との話し合いを求めた場合、又はキャンパス・ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)が調停措置を決定した場合に調停委員会を設置する。

(調停委員会の構成)

第3条 調停委員会は、防止委員会のメンバーにより構成されるものとし、その選任に当たっては当該申し立て内容を鑑み、防止委員会が都度決定する。

ただし、当該申し立ての当事者の所属部署の委員は、含まないものとする。

2 防止委員会委員長は、必要に応じて、外部の有識者を調停委員として任命することができる。

3 調停委員会の委員長は、原則として防止委員会委員の中から防止委員会委員長が任命する。

(調停委員会の役割)

第4条 調停委員会の役割は、次のとおりとする。

(1) 相談員及び調査委員会より提出された報告内容についての検討

(2) 申立人と被申立人との話し合いを円滑に進めるための支援と記録

(3) 当事者間の合意文書の作成

(4) 防止委員会への報告

(5) その他問題解決のために必要と判断される事項

(調停委員会の取るべき措置)

第5条 調停委員会は、防止委員会が調停措置を決定した場合、調査委員会の結果を踏まえ、申立人及び被申立人にそれぞれ個別に調停案を提示し、合意事項を文書で確認し、押印を求める。ただし、申立人から要請があった場合は、申立人及び被申立人双方の立ち会いのもとに調停措置を行うことができる。

なお、調停委員会は申立人及びその関係者、被申立人から必要な聴取を行うことがある。

2 調停委員会は調停による解決が困難であると判断したときは、防止委員会にその旨報告する。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、防止委員会の議を経るものとする。

附 則

この細則は、平成19年6月7日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年9月17日に改定し、平成21年10月1日から施行する。

[細則改廃の条文改定]

附 則

この細則は、平成23年10月1日から改定施行する。

[委員会の構成、調停委員会の取るべき措置の条文改正および記録の保管は防止委員会規程に移行]
平成23年7月13日キャンパス・ハラスメント防止委員会決定